

【沿革略記】

○実用新案法（明治三十八年三月一五日法律第二二一号実用新案法ヲ以テ公布、同年七月一日ヨリ施行）

○実用新案法（明治四十二年四月五日法律第二六号実用新案法改正法律ヲ以テ公布、同年勅令第二九三号ニ依リ同年一月一日ヨリ施行）

改正（大正五年三月一八日法律第三二二号ヲ以テ同法中改正）

○実用新案法（大正一〇年四月三〇日法律第九七号実用新案法改正法律ヲ以テ公布、同年勅令第四五九号ニ依リ同一一年一月一日ヨリ施行）

改正（昭和四年四月四日法律第四八号ヲ以テ同法中改正、同年勅令第二八九号ニ依リ同年一〇月一日ヨリ施行）

（昭和一三年三月八日法律第五号ヲ以テ同法中改正、同年勅令第四〇〇号ニ依リ同年六月六日ヨリ施行）

（昭和二二年九月八日法律第一〇五号を以て同法中改正、即日施行）

（昭和二三年七月一五日法律第一七二号を以て同法中改正、即日施行）

（昭和二四年五月二四日法律第一〇三号を以て同法中改正、即日施行）

（昭和二六年三月六日法律第一〇号を以て同法中改正、即日施行）

（昭和三四四年四月一日法律第一一五号をもつて同法中改正、即日施行）

○実用新案法（昭和三四四年四月一三日法律第一二三号実用新案法改正法律をもつて公布、同三五年四月一日ヨリ施行）



改正



- (昭和三七年五月一六日法律第一四〇号をもつて同法中改正、同年一〇月一日から施行)
- (昭和三七年九月一五日法律第一六一号をもつて同法中改正、同年一〇月一日から施行)
- (昭和三九年七月四日法律第一四八号をもつて同法中改正、同四〇年一月一日から施行)
- (昭和四〇年五月二四日法律第八一号をもつて同法中改正、同年八月二一日から施行)
- (昭和四五年五月二二日法律第九一号をもつて同法中改正、同四六年一月一日から施行)
- (昭和四六年六月一日法律第九六号をもつて同法中改正、即日施行)
- (昭和五〇年六月二五日法律第四六号をもつて同法中改正、登録料及び手数料の改正規定は即日施行、パリ条約に関係した改正規定は同年一〇月一日から施行、その他は同五一年一月一日から施行)
- (昭和五三年四月二四日法律第二七号をもつて同法中改正、手数料の改正規定は即日施行、登録料の改正規定は同年五月一日から施行)
- (昭和五三年四月二六日法律第三〇号附則をもつて同法中改正、同年一〇月一日から施行)
- (昭和五六年五月一九日法律第四五号をもつて同法中改正、同年六月一日から施行)
- (昭和五九年五月一日法律第二三号をもつて同法中改正、同年八月一日から施行)
- (昭和五九年五月一日法律第二四号附則をもつて同法中改正、同年七月一日から施行)
- (昭和六〇年五月二八日法律第四一号をもつて同法中改正、同年一月一日から施行)
- (昭和六二年五月二五日法律第二七号をもつて同法中改正、優先権証明書の提出期限、無効審判の除斥期間の廃止、手数料等の改正及び審判請求の取下時期に関係した改正規定は同年六月一日から施行、国際出願の翻訳文の提出期限の延長に関係した改正規定は同年二月八日

から施行、その他は同六三年一月一日から施行)

(平成二年六月一三日法律第三〇号附則をもつて同法中改正、同年十二月一日から施行)

(平成五年四月二三日法律第二六号をもつて同法中改正、登録料及び手数料の改正規定は、同年七月一日から施行、その他は同六年一月一日から施行)

(平成五年十一月二日法律第八九号をもつて同法中改正、同六年一〇月一日から施行)

(平成六年十二月二四日法律第一一六号をもつて同法中改正、同七年七月一日から施行、特許異議の申立てに係った改正規定は同八年一月一日から施行)

(平成七年五月二二日法律第九一〇号附則をもつて同法中改正、同年六月一日から施行)

(平成八年六月二二日法律第六八号をもつて同法中改正、同九年四月一日から施行、現金納付制度導入に係った改正規定は同八年一〇月一日から施行)

(平成八年六月二六日法律第一一〇号をもつて同法中改正、代理権の証明等の改正規定は平成一〇年四月一日から施行、その他は同一〇年一月一日から施行)

(平成一〇年五月六日法律第五一〇号をもつて同法中改正、国と国以外の者との共有に係る実用新案権等の登録料及び手数料の改正規定は同一一年四月一日から施行、その他は同一一年一月一日から施行)

(平成一二年五月二四日法律第四一〇号をもつて同法中改正、登録料の引下げ及び裁判所と特許庁との情報の交換に係った改正規定は同年六月一日から施行、その他は同一二年一月一日から施行)

(平成一二年十二月二二日法律第一六〇号をもつて同法中改正、同一三年一月六日から施行)





- (平成十一年二月二日法律第三二〇号をもって同法中改正、同十三年一月六日から施行)
- (平成十四年四月二七日法律第二四号をもって、同法中改正、発明の実施行為の改正、国際実用新案登録出願の国内書面提出期間延長、国際実用新案登録出願の翻訳文提出期限延長、については平成十四年九月一日から施行、間接侵害に係じた改正規定、については平成十五年一月一日から施行、その他については、平成十五年七月一日から施行)
- (平成十五年五月二三日法律第四七号をもって同法中改正、特許関係料金の改定及び特許料等の減免措置の見直しに係じた改正規定については、同一六年四月一日、その他については、同一六年一月一日から施行)
- (平成十五年七月二六日法律第一〇八号をもって同法中改正、同一六年四月一日から施行)
- (平成十六年六月二日法律第七九号をもって同法中改正、見込額への加算による特許料返還については同日から、その他については、同一七年四月一日から施行)
- (平成十六年六月一八日法律第一二〇号をもって同法中改正、同一七年四月一日から施行)
- (平成十七年六月二九日法律第七五号をもって同法中改正、同年一月一日から施行)
- (平成十八年六月七日法律第五五号をもって同法中改正、同一九年一月一日から施行)
- (平成二十年四月一八日法律第一六号をもって同法中改正、特許料等の引下げに係じた改正規定は平成二十年六月一日から、料金納付に係る口座振替制度の導入に係じた改正規定は平成二十二年一月一日から、その他の改正規定については平成二十二年四月一日から施行)